

○帯広市畜産研修センター条例

昭和61年12月19日

条例第42号

改正 平成9年3月27日条例第4号

平成16年12月14日条例第41号

平成17年9月26日条例第27号

平成20年3月7日条例第1号

平成23年9月22日条例第18号

平成28年9月30日条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、畜産及び羊毛加工に関する研修センターの設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に畜産研修センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 帯広市畜産研修センター

位置 帯広市八千代町西4線194番地

(目的)

第3条 帯広市畜産研修センター（以下「畜産研修センター」という。）は、畜産振興等に関する研修、講習及び集会の用に供するとともに、羊毛の付加価値を高めるために必要な加工技術の研修等を行い、もって畜産の振興と地域経済の発展に資することを目的とする。

(開館時間等)

第4条 畜産研修センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 宿泊施設を使用することができる時間は、午後3時から翌日の午前10時までとする。

3 市長が必要と認めたとき又は第13条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であつてあらかじめ市長の承認を受けたときは、前2項の時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 畜産研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたとき又は第13条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であつてあらかじめ市長の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

(1) 11月1日から翌年の3月31日までの毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その翌日とする。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(使用許可)

第6条 畜産研修センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、畜産研修センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、畜産研修センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 畜産研修センター及びその備付物品をき損又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他畜産研修センターの管理運営上適当と認め難いとき。

(使用許可の取消等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市長は、賠償の責めを負わない。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 公益上又は畜産研修センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (3) 前条各号の規定に該当するに至ったとき。

(使用料等)

第9条 使用者は、別表に掲げる使用料及び暖房料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料等の納付時期は、使用の許可を受けた時（宿泊施設については、使用后）とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 第1項の使用料は、市長が相当の理由があると認めたときは、減免することができる。

(使用料等の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

- 2 暖房料は、使用許可を受けた全時間において全く通気をしなかったときは、全額を還付する。

(原状の回復)

第11条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償)

第12条 使用者は、畜産研修センターの施設設備をき損し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(管理の代行)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に畜産研修センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 前条の規定により指定管理者に畜産研修センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持管理業務
- (2) 施設の使用許可等に関する業務
- (3) 畜産及び羊毛加工の研修等に関する業務
- (4) その他前3号を遂行するために必要な業務

2 前条の規定により指定管理者に畜産研修センターの管理を行わせる場合における第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 第13条の規定により指定管理者に畜産研修センターの管理を行わせるときは、当該指定管理者に畜産研修センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。この場合において、第9条第1項の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、第9条第1項の規定による使用料等の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金の納付時期は、使用の許可を受けた時（宿泊施設については、使用后）とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。

5 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任規定)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の帯広市産業技術センター条例、帯広市八千代公共育成牧場条例、帯広市畜産研修センター条例、帯広市岩内自然の村条例、帯広市空港管理条例、帯広市総合福祉センター条例、森の交流館・十勝条例、帯広市健康増進センター条例、普通河川及びその堤防敷地に関する料金徴収条例、帯広市都市公園条例、帯広百年記念館条例、帯広市民文化ホール条例、帯広市定住交流センター条例、帯広市生涯学習センター条例及び帯広市体育施設条例の規定により既に使用の許可を受けている者の使用並びに改正前の帯広市駐車場条例の規定により既に購入している定期駐車券の使用については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成9年5月31日までに行われるメーター点検に係る水道料金については、改正後の帯広市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第31条第3項及び第4項の規定は、施行日以後に申込みが行われる給水装置の新設又は改造工事（以下「工事」という。）に係る負担金について適用し、施行日前に工事の申込みをした者が、施行日以後に設計変更によりメーターの口径を増す場合の負担金については、設計変更後のメーターの口径に対応する改正後の条例の規定により算定した負担金の額の範囲内で管理者が別に定める。
- 5 施行日から平成9年5月31日までに行われるメーター点検及び認定に係る下水道使用料については、改正後の帯広市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月14日条例第41号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、改正前の（中略）帯広市畜産研修センター条例（中略）の規定により許可を受けたものに係る手数料及び使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月26日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成17年規則第58号で、平成17年10月1日から施行）

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の帯広市畜産研修センター条例第11条の規定に基づき管理を委託している帯広市畜産研修センターについては、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各手数料の規定又は各公の施設の使用料の規定は、平成24年4月1日（以下「適用日」という。）以後に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の各公の施設の使用料の規定のうち、回数券その他の前払いにより券を購入するもの（以下「回数券等」という。）に係るものについては、適用日以後に購入する回数券等に係る使用料について適用し、適用日前に購入する回数券等に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第2項及びこの条例による改正後の各公の施設の使用料の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に許可を受けた適用日以後の公の施設の使用に係る使用料については、この条例による改正後の使用料の額とこの条例による改正前の使用料の額とを比較して少額のものとすることを基本に、当該各公の施設の設置者が別に定める。

附 則（平成28年9月30日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の帯広市畜産研修センター条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に市長が行った使用許可その他の処分又は市長に対して行われた申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者が行った使用許可その他の処分又は指定管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

別表（第9条関係）

別表（第5条関係）

区分			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
研修室（大）	使用料		1,050円	1,350円	1,050円	3,150円
	暖房料		850円	1,050円	850円	2,550円
研修室（和室）	使用料		500円	600円	500円	1,550円
	暖房料		400円	500円	400円	1,150円
宿泊施設 （1人1泊につき）	使用料	一般	2,100円			
		中学生	1,500円			
		小学生	1,100円			
	暖房料		320円			
羊毛加工施設（1人1回につき）			300円			

備考

- 1 暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。
- 2 前項ただし書の規定により、期間外に通気した場合の暖房料は、期間内の当該暖房料の100分の60の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。